

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-2	VII その他業務運営に関する重要な事項		
	4 内部統制の適切な運用 5 業務運営の透明性の確保等 (1) 業務運営の透明性の確保 (2) 情報セキュリティの確保 (3) 個人情報の保護 6 人事に関する計画 (1) 方針 (2) 人材育成 (3) 人件費管理の適正化 (4) ダイバーシティの推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
VI その他業務運営に関する重要な事項 1. 内部統制の適切な運用 コンプライアンスの徹底や内部監査の質の向上を図るとともに、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知)を踏まえ、内部統制の一層の充実・強化を図ること。	4 内部統制の適切な運用 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付総務省行政管理局長通知)を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップのもと、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。 コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。	4 内部統制の適切な運用 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付総務省行政管理局長通知)を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップのもと、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。 コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・内部統制の仕組みが有効に機能するよう、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行ったか。 ・国民が利用しやすい 形での情報提供、適切な情報セキュリティ対策の推進、個人情報保護に関する適切な管理の徹底等により、業務運営に関する透明性の確保等が図られているか。	<主要な業務実績> 業務方法書の規定に基づき整備した内部統制の推進に関する規程等に基づき、以下のとおり実施した。 ・機構の重要な意思決定については、全役員で構成される理事会で審議を行った。 ・業務の適正確保を目的としたモニタリングを実施した。 ・業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価を行うとともに、リスク管理の実効性向上に向けて、真に経営層による対応が求められるリスクを明確化するため、リスク一覧表の各項目をリスクマップにプロットし、視覚化を図るなどの見直しを実施した。	<評定と根拠>VII-4、5-(1)(2)(3)、6-(1)(2) 評定：B 業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、モニタリングを通して実態の検証・確認、必要な見直し等を行うことにより、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保した。 コンプライアンス研修について、職員が3年に1度は受講する方針に基づき、受講履歴を管理し実施するとともに、コロナ禍の中で、職員が受講しやすいように実施方法を録画方式によるものに適宜見直し、コンプライアンス等に係る職員の意識向	

				<ul style="list-style-type: none"> ・「内部統制の推進に関する実施方針」に基づき、職員の意識向上、普及啓発等を実施した。 ・理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンス実践状況の確認等を実施した。 ・イントラネットを活用した研修を継続して実施した。 ・コンプライアンス研修について、職員が3年に1度は受講する方針に基づき、受講履歴を管理し実施するとともに、コロナ禍の中で、職員が受講しやすいように実施方法を録画方式によるものに適宜見直しした。 ・公益通報者保護法の改正を踏まえ、役職員等からの通報及び相談を適切に取り扱うため、内部通報制度を見直し、規程を新たに制定し、内部通報制度についての理事長メッセージを発信した。また通報に関する秘密の保持や通報者の個人情報保護についても徹底すること等で通報しやすい環境を整備し、ステークホルダーからの信頼の確保等のため内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）に登録申請した。 	<p>上、周知徹底等を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構及び機構の役職員についての法令違反等に関する役職員等からの通報及び相談を適切に扱うため、今までの規定を充実させ、規程を新たに制定し、内部通報制度についての理事長メッセージを発信した。また通報に関する秘密の保持や通報者の個人情報保護についても徹底すること等で通報しやすい環境を整備し、ステークホルダーからの信頼の確保等のため内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）に登録申請した。
<p>2. 業務運営の透明性の確保等 業務運営に関する透明性の確保を図るため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、財務情報、業務の実施状況等について積極的に情報公開を行うこと。 また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を行うとともに、国、関係機関等と脅</p>	<p>5 業務運営の透明性の確保等 (1) 業務運営の透明性の確保 業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するなど、国民が利用しやすい形で情報提供する。</p>	<p>5 業務運営の透明性の確保等 (1) 業務運営の透明性の確保 業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するなど、国民が利用しやすい形で情報提供する。</p>	<p>5 業務運営の透明性の確保等 (1) 業務運営の透明性の確保 財務情報や業務の実施状況について、透明性の向上を図るため、最新の情報を利用者が利用しやすい形でホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供した。 ・ホームページコンテンツの適切な管理・更新に加え、利用者にタイムリーかつ分かりやすい情報提供</p>	<p>財務情報や業務の実施状況について、透明性の向上を図るため、最新の情報を利用者が利用しやすい形でホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供した。 ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、機構の対策状況の公表、新しい生活様式実</p>	

<p>威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。</p> <p>さらに、機構が保有する個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、適切な対応を行うこと。</p>				<p>を持続した。特に、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、機構の対策状況、新しい生活様式実現のための情報などを発信した。</p> <p>・トップページ冒頭の企業紹介動画の掲載や画像でニュース等を可視化するなど、機構の事業や方針を分かりやすい形で情報提供できるように改修した。</p>	<p>現のためのサービス等の提案及びトップページの冒頭部の改修など国民がタイムリーかつ利用しやすい形で情報提供に努めた。</p>
	<p>(2) 情報セキュリティの確保</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。</p> <p>さらに、役職員に対する研修を毎年実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。</p>	<p>(2) 情報セキュリティの確保</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。</p> <p>さらに、役職員に対する研修を実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。</p>		<p>テレワーク等の推進により、新たに発現した情報セキュリティ上のリスクへの対応として、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、マニュアルの整備を行い、周知徹底を図った。</p> <p>内閣サイバーセキュリティセンターによるサイバーセキュリティ協議会に加入(令和2年6月)して国、関係機関との脅威情報の共有を進めるとともに、外部からの不正アクセスに対するセキュリティ対策として、外部専門機関による脆弱性検査やペネトレーションテストを継続して適切に推進した。技術的対策としてはUSBデバイス制御を実施して、業務パソコンに接続することができる外部的電子媒体の制限を予定している(令和3年3月)。</p> <p>役職員等に対する情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図るため、階層別研修、標的型攻撃メール訓練や情報セキュリティ自己点検等を実施した。</p>	<p>サイバーセキュリティ協議会への加入により国、関係機関と脅威情報の共有を進めつつ、外部からの不正アクセスに対して外部専門機関の脆弱性検査やペネトレーションテストを実施することによる適切なセキュリティ対策を継続して推進するとともに、セキュリティ向上のための技術的対策を実施した。また、役職員等に対する情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図るため、階層別研修、標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ自己点検等を適切に実施した。</p>
	<p>(3) 個人情報の保護</p> <p>個人情報の保護に関しては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を毎年度実施</p>	<p>(3) 個人情報の保護</p> <p>個人情報の保護に関しては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を実施し、適</p>		<p>個人情報の保護について、法令に基づき適切な対応を行うとともに、イントラネットを活用した職員向けの研修を実施する等、適切な管理の徹底を図った。</p>	<p>個人情報の保護について、法令に基づく適切な対応や各種研修を実施し、適切な管理の徹底を図った。</p>

<p>3. 人事に関する計画</p> <p>人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努めること。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行うこと。</p> <p>また、社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させることや、都市再生、賃貸住宅に係る業務、東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継することに加え、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、高度な専門性を有する人材の育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流等による人材育成を実施すること。</p> <p>人件費管理について、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、業務の特性等を踏まえた給与水準に留意するとともに、機構の業務実績等の給与への適切な反映など、給与体系の適切な運用を行う。</p> <p>多様化する社会ニーズに対応するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上に取り組むとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資</p>	<p>し、適切な管理の徹底を図る。</p> <p>6 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。</p> <p>(2) 人材育成</p> <p>社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、OJT（職場内研修）・OffJT（職場外研修）及び自己啓発支援を実施するとともに、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継する。さらに、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、高度な専門性を有する人材の育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流、外部機関主催の研修への派遣等による人材育成を実施する。</p> <p>(3) 人件費管理の適正化</p> <p>独立行政法人改革等に関する基本的な方針及び独立行政法人通則法第50条の10の規定の趣旨を踏まえ、給与について、その水準が事務・事</p>	<p>切な管理の徹底を図る。</p> <p>6 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。</p> <p>(2) 人材育成</p> <p>社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、OJT（職場内研修）・OffJT（職場外研修）及び自己啓発支援を実施するとともに、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継する。さらに、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、高度な専門性を有する人材の育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流、外部機関主催の研修への派遣等による人材育成を実施する。</p> <p>(3) 人件費管理の適正化</p> <p>独立行政法人改革等に関する基本的な方針及び独立行政法人通則法第50条の10の規定の趣旨を踏まえ、給与について、その水準が事務・事</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の的確な推進に必要な人員を確保し、人員の適正な配置により業務運営の効率化を図っているか。 ・社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力の承継を行っているか。 ・給与水準について、事務・事業の特性等を踏まえた水準とするとともに、職員の士気や業績の向上に資するような業績を反映した給与のあり方について検討を行っているか。 ・多様化する社会ニーズに対応し、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備したか。 	<p>人員数については、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援業務の進捗状況及び各事業における必要性を踏まえ、業務上、経営上の目標達成のために必要な人員を適正な規模で配置した。</p> <p>機構の中期計画等で定める人材育成の方針を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性の向上を目的として、令和2年度において、196件、延べ8,227人に研修を実施した。これらの研修の約8割は、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、オンライン形式や録画配信形式等を交えて実施した。</p> <p>管理職を対象に、部下職員をマネジメントする能力を向上させることを目的として、前年度に引き続き管理職マネジメント研修を実施するほか、テレワーク時のマネジメントについて学ぶ研修を新たに実施した。また、外部研修機関が提供している公開型研修プログラムから、職員が希望する講座（数時間～1日）を受講できる仕組みを引き続き活用するとともに、新たに管理職層向けの自己啓発メニュー等を導入した。</p> <p>技術力の承継に関しては、技術系職員に対して「研修シラバス」に基づき、これまで蓄積してきた技術力を着実に承継できるよう、また、総合力と専門力の知識をバランスよく、体系的に習得できるよう努めた。</p> <p>さらには、政策課題を的確に捉え、課題解決に必要な情報や知見を得ることができるよう、国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織への出向・派遣を積極的に実施した。</p>	<p>人員数については、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置し、業務運営の効率化に寄与した。</p> <p>人材育成については、コロナ禍にあってもオンライン化を積極的に進めること等により職員の感染予防に留意しつつ、管理職層のマネジメント力強化の研修等必要な研修を実施した。</p> <p>自己啓発支援については、社外での学びも積極的に推進することで、職員の自己啓発への意識を高めた。</p>
---	--	---	---	---	--

<p>する職場環境を整備するなど働き方改革に取り組むこと。</p>	<p>業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続き個人業績の反映強化を行うとともに、法人の業績を反映した給与のあり方について検討を行い、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。</p> <p>(4) ダイバーシティの推進 多様化する社会ニーズに対応し、働き方改革を推進するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備する。</p>	<p>業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続き個人業績の反映強化を行うとともに、令和元年度に導入した業績連動型賞与制度を適切に活用することで、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。</p> <p>(4) ダイバーシティの推進 多様化する社会ニーズに対応し、働き方改革を推進するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境の整備及びテレワーク等新たに実施した制度の定着を図る。</p>		<p>特別手当について、法人の業務実績が一定の要件を満たす場合に当該実績を手当に反映させることができ、上位評価者の加算月数を見直すことにより、個人の勤務成績の反映強化を行った。</p> <p>女性の活躍推進については、平成31年に策定した「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」（平成31年4月1日～令和6年3月31日）における目標（女性の管理職等の人数（平成30年度末39人）を期間内に倍増させる）達成に向け、令和2年度末時点で女性管理職等の人数を53名とするとともに、引き続き女性の採用拡大に努めた。</p> <p>また、働き方改革の一環として進めている、働く時間と場所の柔軟化については、テレワーク勤務（在宅勤務等）の要件緩和や手続きのシステム化、始業時刻変更の選択肢拡大を行った。</p> <p>障がい者雇用についても、積極的な採用と定着を図った。</p>	<p>人件費管理の適正化については、法人の業績を特別手当に反映させる仕組みを適切に活用することにより、職員の意欲向上とともに優秀な人材の確保と定着に寄与した。</p> <p>女性の活躍推進については、「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」における女性管理職等の人数目標達成に向け、令和2年度末時点で女性管理職等の人数を更に増加させるとともに、新規採用職員に占める女性職員割合の目標（40%）を達成した。</p> <p>また、働く時間と場所の柔軟化については、左記の措置を講じることによりワーク・ライフ・バランスの推進に寄与するとともに、コロナ禍における職員の感染予防と業務継続との両立に寄与した。</p> <p>障がい者雇用についても、積極的な採用と定着を図った結果、2.99%（令和2年6月1日時点）の雇用率となり、法定雇用率を達成した。</p> <p>これらを踏まえ、B評定とする。</p>	
-----------------------------------	--	--	--	---	---	--

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-3	VII その他業務運営に関する重要な事項	7 保有資産の適切な管理・運用 8 環境及び都市景観への配慮 (1) 地球温暖化対策の推進 (2) 建設副産物のリサイクルの推進 (3) 環境物品等の調達 (4) 都市の自然環境の保全・創出 (5) 良好な都市景観の形成 9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元 (1) 研究開発の実施 (2) 成果の社会還元	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
4. 保有資産の適切な管理・運用 機構が保有する賃貸宅地等の資産について、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応や持続的な経営の確保の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行うこと。	7 保有資産の適切な管理・運用 機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行う。	7 保有資産の適切な管理・運用 機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行う。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、機構が保有する資産の適切な管理・運用を行ったか。 ・環境への負荷の低減に配慮しつつ、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進しているか。 ・集合住宅ストックの維持・更新・再	<主要な業務実績> 地域づくり・まちづくりにおける課題への対応及び経営管理等の観点を踏まえ、令和元年8月に策定・公表した市街地整備特別業務に係る「賃貸宅地資産の管理・運用方針」に基づき、金利上昇や地価下落に伴うリスクに備え資産圧縮を行うなど、適切に管理・運用を行った。	<評定と根拠>VII-7、8-(1)(2)(3)(4)(5)、9-(1)(2) 評定：B 機構が保有する資産については、適切に管理・運用を行った。	
5. 環境及び都市景観への配慮 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、自然環境の保全、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達による環境負荷の低減に配慮すること。また、機構が関与するまちづくりにおいては、質の高い景観形成を推進すること。	8 環境及び都市景観への配慮 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品の調達を積極的に推進するとともに、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。	8 環境及び都市景観への配慮 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品の調達を積極的に推進するとともに、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。				

(1) 地球温暖化対策の推進
「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)、政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画 (UR-eco Plan 2019) に基づき、二酸化炭素排出量の削減を推進する。

(1) 地球温暖化対策の推進
「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)、政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画 (UR-eco Plan 2019) に基づき、二酸化炭素排出量の削減を推進する。

生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を行い、得られた成果を積極的に社会へ還元しているか。

地球温暖化対策を着実に推進するため、各本部支社のオフィスで実施した環境配慮の活動を相互に共有し省エネ意識の向上を図るとともに、UR賃貸住宅の共用部では省エネ性能の高い照明器具へ改修したこと等により、令和2年度における二酸化炭素排出量を、平成25年度を基準として24,800トン削減した。

なお、2020年度版環境報告書については、持続可能な社会の実現に向けた機構の考え方や活動内容をESG(環境・社会・企業統治)の視点で紹介するとともに、SDGsへの貢献について報告したものを公表した。

地球温暖化対策を着実に推進するため、各本部支社のオフィスで実施した環境配慮の活動を相互に共有し省エネ意識の向上を図るとともに、UR賃貸住宅の共用部では省エネ性能の高い照明器具へ改修したこと等により、二酸化炭素排出量を、平成25年度を基準として24,800トンの削減を実現した。

なお、2020年度版環境報告書については、独自の環境配慮方針や戦略、マテリアリティへの取組事例が詳しく記されている点等が評価され「第24回環境コミュニケーション大賞」(主催：環境省等)「環境配慮促進法特定事業者賞」を受賞した。

(2) 建設副産物のリサイクルの推進
循環型社会の形成に向けて、国の「建設リサイクル推進計画2014」(平成26年9月1日国土交通省公表)に準拠して設定した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建設リサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。

さらに、UR賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。

(2) 建設副産物のリサイクルの推進
循環型社会の形成に向けて、国の「建設リサイクル推進計画2014」(平成26年9月1日国土交通省公表)に準拠して設定した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建設リサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。

さらに、UR賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。

機構事業の建設工事において、工事の設計初期段階から建設副産物の発生抑制・減量化・再資源化等を検討、工事発注時に建設副産物の分別処理の実施について発注図書に記載、工事着手前に工事受注者が建設副産物の再生資源利用促進計画書を作成、建物内装材の分別解体等による建設混合廃棄物の削減等を実施することにより、令和2年度の建設副産物の再資源化・縮減率は、下表のとおり、国の「建設リサイクル推進計画2014」に準拠して設定した目標値を達成した。

建設副産物のリサイクル、環境物品等の調達は設定した目標を達成した。

既存樹木の活用を7地区で実施、地下水涵養を図る透水性舗装などを14地区で実施する等グリーンインフラを活用した都市の自然環境の保全・創出についても着実に推進した。

良好な都市景観の形成に係る施策として、整備敷地の譲渡等を行った豊四季台団地等4地区において機構のノウハウを活用した景観ガイドライン遵守を公募条件とした。また、事業地区において都市住宅学会賞等の賞を7件受賞した。

研究開発については、国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、機構事業のフィールドを活用し、集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を

令和2年度における建設副産物の再資源化率等

対象品目		令和2年度	
		目標値	実績値
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.9%
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.9%
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	99.7%
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	100.0%
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	76.0%
	排出率	1.8%以下	1.30%
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	99.5%
建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上	99.8%

注：集計対象は令和2年度に完了した契約金額500万円以上の工事

	<p>(3) 環境物品等の調達</p> <p>環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目等の調達の目標は、同法第6条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成13年2月2日閣議決定）の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。</p> <p>また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。</p>	<p>(3) 環境物品等の調達</p> <p>環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき行うこととし、令和2年度における特定調達品目等の調達の目標は、同法第6条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月7日閣議決定）の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。</p> <p>また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。</p>		<p>環境物品等の調達については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たした特定調達品目等のうち、公共工事を除く調達については100%（機能・性能上の理由から調達できなかったものを除く）調達し、また、公共工事では数値目標を設定した15品目について100%目標達成した。</p>	<p>72件、急速なAI・IoT等技術革新や建設分野におけるBIM・CIM導入の推進、コスト削減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上及び効率化等に資する技術に関する研究開発を17件実施した。そのうちAI・IoTを活用したまちや住まいづくりに係る共同研究では、令和元年に民間企業48社と立ち上げた研究会の部会等で検討を推進するとともに、実施状況等の情報発信を行うこと等により、民間企業15社が新たに参加した（令和2年10月時点計63社）。</p> <p>蓄積した研究成果等の社会還元</p>
	<p>(4) 都市の自然環境の保全・創出</p> <p>環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。</p>	<p>(4) 都市の自然環境の保全・創出</p> <p>環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。</p>		<p>都市の自然環境の保全について、造幣局東京支局跡地の防災公園「としまみどりの防災公園（愛称：イケ・サンパーク）」（東京都豊島区）において、旧造幣局入口のシンボルとして地域に親しまれてきたサクラを保存し、その他の既存樹木を移植することで、地域の歴史を継承し、居心地の良いオープンスペースを整備するなど既存樹木の利活用を他6地区で実施し、自然環境の創出を図った。そのほか地下水涵養を図る透水性舗装等を草加松原団地他13地区で実施し、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進した。</p>	<p>の場として「ひと・まち・くらしシンポジウム」の実施やイベントへの出展等をとおして、UR賃貸住宅の長寿命化に係る研究開発等の成果の発表を、日本建築学会大会において、「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」を実現するための技術的事項26編の発表を行った。</p> <p>研究成果のなかから、特許出願5件、特許登録1件を行うとともに、「リフォーム向けフローリング床改修工法」はプレスリリースを行い、技術提供を実施した。旧赤羽台団地の保存住棟については、日本建築学会内に設置された「UR集合住宅</p>
	<p>(5) 良好な都市景観の形成</p> <p>にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、居心地のよい団地の屋外空間や公的空間への再生、ランドマークの創造や良質な街</p>	<p>(5) 良好な都市景観の形成</p> <p>にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、居心地のよい団地の屋外空間や公的空間への再生、ランドマークの創造や良質な街</p>		<p>令和2年度における、良好な都市景観の形成に資する実績として、整備敷地の譲渡等を行った豊四季台地区等4地区において、良好な街並み及び景観形成・居住環境の向上を図るために策定した景観ガイドラインを公募条件として示した。また、事業地区において、従前の地域特性を継承しながら新たな景観を創出した点などが評価され、都市住宅学会賞、グッドデザイン賞、全建</p>	<p>団地・保存活用小委員会」における保存住棟の活用方策の検討や保存住棟の修繕方針の検証などを実施し、その活動内容を日本建築学会大会等で発表するなど、機構の文化的活動の発信を行った。</p> <p>集合住宅歴史館は、コロナ禍を受け令和2年9月末まで臨時休館したが、10月1日より感染症拡大防止対策を講じた上で一般公開を再開した。密接回避の人数制限を設けて</p>

<p>6. 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <p>国の施策等への対応、機構が実施する事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発を機構が実施する事業のフィールドで行い、得られた成果について積極的に社会還元するよう努めること。</p>	<p>並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。</p>	<p>並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。</p>		<p>賞等の賞を7件受賞した。</p> <p>また、居心地のよい公共空間の実現に向けては、有識者等と共同研究を行い、プレイスメイキングの実践手法を試行実施し、取りまとめた。</p> <p>国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等を機構事業のフィールドで行った。</p> <p>蓄積した研究成果等の社会還元の場合として日本建築学会での発表やコロナ禍における対応としてWEB配信による「ひと・まち・くらしシンポジウム」等を実施し対外的な情報発信を行った。</p> <p>重点テーマとして掲げた、集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を72件実施した。(継続案件含む)</p> <p>急速なAI・IoT等技術革新や建設分野におけるBIM・CIM導入の推進、コスト削減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上及び効率化等に資する技術に関する研究開発を17件実施した。(継続案件含む)</p> <p>このうちAI・IoTを活用したまちや住まいづくりに係る、INIAD(東洋大学情報連携学部)との共同研究では、「HaaS(Housing as a Service:IoTやAI等を活用し、生活環境に関連する様々なサービスを提供するコンセプト)」という新たな発想の下、「Open Smart UR(2030年の近未来を想定し、UR賃貸住宅における魅力的で安心な暮らしを提案するビジョン)」を提案し、令和元年に発足したUR・INIAD・民間企業が連携する「Open Smart UR研究会</p>	<p>いるため、来館者数は減少したが、339名が来館し、研修や大学等の授業に活用され、各種取材を受けるなど、集合住宅の歴史や技術の普及に貢献した。以上のPRに資する広報活動を積極的に実施するなど対外的な情報発信に努めた。</p> <p>これらを踏まえ、B評定とする。</p>
	<p>9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <p>国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等の研究開発を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。</p>	<p>9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <p>国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等の研究開発を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。</p>			
	<p>(1) 研究開発の実施</p> <p>集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を重点的に行う。</p> <p>なお、急速なAI・IoT等技術革新やBIM・CIM推進への対応、コスト削減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究等、関係者と連携した研究開発を積極的に推進する。</p>	<p>(1) 研究開発の実施</p> <p>集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を重点的に行う。</p> <p>なお、急速なAI・IoT等技術革新やBIM・CIM推進への対応、コスト削減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究等、関係者と連携した研究開発を積極的に推進する。</p>			

				<p>(以下、研究会という。)」では、参加意欲が高く研究方針と親和性の高い企業とともに、連携可能なサービスやIoTデバイス等について、3つの部会（サービス連携部会、データ連携部会、制御連携部会）等で検討を推進するとともに、実施状況等について情報発信を実施した。令和2年10月には研究会に新たに民間企業15社が参加し、令和元年度から参加する48社と合わせ、計63社となった。</p>		
	<p>(2) 成果の社会還元 蓄積した研究開発の成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動等により情報発信を着実に実施し、普及を図る。</p>	<p>(2) 成果の社会還元 蓄積した研究開発の成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動、団地初の登録有形文化財となった保存住棟等の活用等により情報発信を着実に実施し、普及を図る。</p>		<p>蓄積した研究成果等の社会還元の間として「ひと・まち・くらしシンポジウム」の実施や「不動産ソリューションフェア」への出展等をおして、UR賃貸住宅の長寿命化に係る研究開発等の成果を発表した。また、日本建築学会大会において、「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」を実現するための技術的事項26編の発表を行った。</p> <p>これらの研究成果のなかから、特許出願5件、特許登録1件を行った。研究成果の一つである「リフォーム向けフローリング床改修工法」はプレスリリースを行い、フローリングリフォーム工事における施工音の低減、工期短縮、低コスト化、廃材抑制などの環境配慮への対応を実現できる有益な工法として多様な事業者に対する技術提供を実施した。</p> <p>また、団地初の登録有形文化財となった旧赤羽台団地の保存住棟については、日本建築学会内に設置された「UR集合住宅団地・保存活用小委員会」において、保存住棟の活用方策の検討や保存住棟の修繕方針の検証などを実施し、その活動内容を日本建築学会大会等で発表する</p>		

				<p>など、機構の文化的活動の発信を行った。</p> <p>そのほか、集合住宅歴史館は、コロナ禍を受け令和2年9月末まで臨時休館したが、10月1日より感染症拡大防止対策を講じた上で一般公開を再開した。密接回避の人数制限を設けているため、来館者数は減少したが、延べ339名が来館し、地方公共団体や企業等の研修(15件)、大学等の授業(9件)に活用され、各種取材を7件受けるなど、集合住宅の歴史や技術の普及に貢献した。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報						
無し						